指定校変更の判断基準について(矢巾町教育委員会)

平成19年2月策定、平成25年2月改定

| 該当事項 | 内 容 | 許可期限 | 添付書類 |
|------|--|--|-------------------------------|
| | 仕字中に転店し、字区か変更になつにか、引き続き使来の字 歩、 | 小学校第1学年から第4学年は学年末まで 小学校第5·6学年は卒業まで 中学校全学年は卒業まで | 無 |
| | 転居により、学区の変更が予定され、あらかじめ転居予定先 の学校へ通学を希望する場合 | 申請から1年以内の転居予定日まで | 売買契約書や賃貸契約書等 |
| | 保護者の就労等により、放課後家に誰もいないため、祖父母 や親戚に預け、預け先の学区の小学校へ通学を希望する場 合 | 小学校卒業まで | 保護者の就労証明や預かり者 の承諾書等 |
| 兄弟姉妹 | すでに指定校変更が認められている兄弟姉妹と同じ学校に通 学を希望する場合 | 兄弟姉妹の許可期限まで | 無 |
| | 家庭の事情等によりやむを得ないと認められる場合や、教育 委員会が特に必要と認める場合(いじめ・不適応等) | 必要と認められる期間 | 保護者の申立書や学校長の意 見書など確認に必要な書類 |

※指定校変更とは:矢巾町に住む児童生徒に対して、学区以外の学校への通学を認める制度

※区域外就学とは: 矢巾町以外の市町村に住む児童生徒に対して、矢巾町立の学校へ通学を認める制度 →区域外就学の判断基準は概ね指定校変更に準じますが、詳しくは教育委員会学務課へ相談願います